

新 着 情 報

携帯電話の推奨

- ◆機種名◆ 「キッズケータイ HW-01D」
- ◆事業者名◆ 「NTTドコモ」
- ◆対象者◆ 「おおむね小学生程度」
- ◆条 件◆ 「電話帳登録外着信（受信）拒否設定」
を「ON」にすること。



YOUNGSMILE

- ※ 東京都では、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成に配慮した携帯電話等を推奨しています。上記の携帯電話は8月に推奨したものです。
- ※ この推奨制度の目的は、保護者の方が、青少年（子供）に携帯電話を持たせる必要があると判断した場合の目安・参考としていただくものであり、青少年に携帯電話を持たせることを推奨するものではありません。
- ※ 過去に推奨した携帯電話端末等や推奨制度については、青少年課のホームページに掲載しています。

http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/seisyounen/09_keitai_suishoutanmatu.html

トピックス

親子の絆コンサート2012



平成24年9月号
No. 2

妊娠期の母親、父親及び子育てに関心のある方を対象に、乳幼児教育の重要性を伝えるとともに、音楽による癒しの時間を提供する「親子の絆コンサート2012」を下記のとおり開催します。

- ◆◆多湖 輝先生の講演、ピアニスト角 聖子さんのピアノコンサート、童謡歌手の坂入姉妹のコンサートがあります。◆◆

◆開催日時及び場所

《第1回目》平成24年11月17日（土）午後1時から午後3時まで
大田区「大田区民プラザ」大ホール（大田区下丸子3-1-3）

《第2回目》平成24年12月1日（土）午後1時から午後3時まで

西東京市「西東京市保谷こもれびホール」メインホール（西東京市中町1-5-1）

◆参加申込方法

往復はがきに、希望日、人数、住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、託児希望の有無（子供の氏名（ふりがな）と年齢）を明記の上、平成24年10月15日（月）までに、

〒163-8001 青少年・治安対策本部内「親子の絆コンサート」担当

あてに送付してください（当日消印有効）

※ 応募者多数の場合は抽選となります。詳細は下記のホームページをご覧ください。

<http://www.kokoro-tokyo.jp/learning/kizuna2012.html>

入場無料！！

条例相談コーナー

～「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の説明～

Q

14歳になる息子が、**使わなくなったゲームソフトを古物商に売りたい**と言っています。私は息子がゲームソフトを売ってお金に換えることに反対をしているのですが、息子はどうしてもゲームソフトを売ってお金に換えて、違うゲームソフトを買いたいと言っています。子供が勝手にゲームソフトを古物商に売ってよろしいのでしょうか？

A

条例では、古物商（今回のケースではゲームソフト買受店）に対して、

⇒古物商は、**青少年（18歳未満）から古物（今回はゲームソフト）を買い受けてはならない。**

ただし、**◆青少年が保護者の委託を受け、又は保護者の同行若しくは同意を得て古物の売却をするものと認められるときは、適用しない。**

と規定しています。

今回のケースについてご説明すれば、**子供が売りたいと言っても、その保護者がダメと言っているので、「保護者の同意は得られていない。」**ことになるため、古物商では、「**ゲームソフトの買受をしない。**」ということになります。

！多くの古物商では、「**保護者同意書**」という書面に保護者の氏名や子供の氏名等を保護者が記載し、それを子供が店頭を持参してくることを条件に、古物の買受をしています。その他、古物商によっては「**保護者同意書**」に記載のある保護者の連絡先に電話をして、保護者であることの確認を行っている店舗もあります。

※この機会を通じて、青少年が古物店でゲームソフト等を売却することについて、親子で話し合ってみませんか。

インフォメーション

こどもの ネット・ケータイのトラブル相談!

こたエール



からのお知らせ!! <http://www.tokyohelpdesk.jp/>

「こたエール」は、子供のネットやケータイのトラブル・悩みについての相談窓口です。どのような相談が多いのでしょうか？平成23年度中に寄せられた相談の中で多かった相談内容上位3つを取り上げます。

1位 架空請求に関する相談

◆主な相談事例◆「スマートフォンでアダルトアプリを無料だと思いダウンロードした。数日後、電話がかかってきて年間費を請求された。相手は自分がダウンロードした動画の名前を言っていた。これは架空請求なのか？電話番号を知られることによって住所がばれて取り立てに来るのか？（子供からの相談）」

2位 交際に関する相談

◆主な相談事例◆「娘がネットで知り合った女の子と2人で会う約束をしており、やめさせたいと思う。相手とは、あるサイトに「お友だちになりましょう」と電話番号が書かれているのを見つけてやりとりがはじまった。電話と携帯メールをしており、声も写真もの女の子だったと言う。あぶないからやめてくれと娘に言っても「うるさい。大丈夫。」と言う。（保護者からの相談）」

3位 掲載した情報の削除方法に関する相談

◆主な相談事例◆「ツイッターで自分の名前をフルネームで載せてツイートしてしまった。アカウントはすでに削除して存在しないが、自分の名前を検索したら名前の載ったツイートが検索サイトの結果に出てきた。急いで検索サイトのサポートフォームから削除依頼を送ったが未だに残っていて困っている。（子供からの相談）」

一人で悩まず、気軽に相談をしてみましょう。電話での相談 **03-3500-5181**

※ メールでの相談もあります。

東京都青少年・治安対策本部 総合対策部 青少年課
連絡先 03-5388-3169
条例・規則の全文等につきましては、
東京都青少年課ホームページをご参照ください。

東京都青少年課

検索